

週休2日制促進工事における「振替現場閉所日」の取扱いについて（Q&A）

令和6年4月
茨城県土木部検査指導課

茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領第3条に規定する「振替現場閉所日」の取扱いに関し、問い合わせが多い事項についてQ&A方式でとりまとめましたので参考としてください。

要領第3条**(1) 完全週休2日制**

イ 対象期間 (略)

ロ 現場閉所対象日

対象期間における全ての土曜日並びに日曜日とする。なお、受注者の都合により、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。

(2) 4週8休制

イ 対象期間 (略)

ロ 現場閉所対象日

対象期間の月単位で28.5%（2／7）の現場閉所日とする。なお、月とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。また、受注者の都合により、第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

Q1 (1) 完全週休2日制のロに定める「同一週内」における“週”とは、何曜日から何曜日までと決まっているか。

A1 日曜日で始まり土曜日で終わる一連の7日間を、ここでいう“週”の単位としている。そのため、土曜日に工事をする場合の振替現場閉所日については、原則として前5日間内に、日曜日に工事をする場合においては後5日間内に設けることになる。

なお、土曜日については、前5日間内に振替閉所日を設けることが困難な場合には、翌週内に設けることも可能としている。

Q2 雨天により休工を決定した当日の朝、その日を振替現場閉所日にしたい旨監督員と協議したが、振替日として認められなかった。なぜか。

A2 要領第2条第2項において「現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。」としているため、条件に合致しない。

なお、要領第3条(1)ロ並びに(2)ロにおいて「受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定」するとしているところであり、令和3年10月1日からは、事前に協議を行えば悪天候が理由であっても振替現場閉所日として認めることとしている。

Q 3 振替現場閉所日を設けるのに必要となる理由（＝受注者の都合）について、こういうものは認められないといった決まりはあるのか。

A 3 なぜその現場閉所日に工事を行う必要があるのかについて説明してもらえれば、理由は幅広に採用する。（Q&A 2にあるように、悪天候を理由とした予定外の休工日の代替として土曜日に工事を行うような場合であっても、令和3年10月1日からは、事前に協議を行えば振替現場閉所日として認めることとしている。）

Q 4 振替現場閉所日は、1工事当たり何回まで取ってよいといった決まりはあるか。

A 4 現在のところ、特に上限は設けていない。ただし、本取組は、担い手確保に向け、安定して休める建設業を目指すという趣旨で取組んでおり、それに反するような振替の使われ方が目立ってきた場合は制限等について検討する。

Q 5 いわゆる請道修、請河川工事で、現場閉所日として予定していた日に、発注者からの指示により“穴ぼこ”や“落下物”の対応作業を実施した場合、現場閉所日ではなくなってしまうのか。

A 5 発注者からの指示に基づく作業のみを行った場合は、現場閉所日とみなす。